

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
資金決済に関する法律	資金決済法
電子決済手段等取引業者に関する内閣府令	取引業府令
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係）	事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	兼営法施行規則
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令	定義府令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
I 本改正全体		
1	<p>今回の改正により、信託型の外国発行のステーブルコイン（「特定信託受益権」（資金決済法第2条第5項第3号）に該当するものを除く。）が、新たに「電子決済手段」として規定されたとの理解だが（資金決済法第2条第5項第4号、取引業府令第2条第3項第1号）、このような改正を行った趣旨・背景についてご教示頂きたい。</p>	<p>一般に、（法定通貨担保型の）ステーブルコインはデジタル資産を特定の法定通貨に紐づけることで価値の安定を図り、決済手段としての実用性を高めたものとされており、このようなステーブルコインを資金決済法上は「電子決済手段」として規制しております。</p> <p>しかし、外国の信託銀行等が発行するステーブルコインは、資金決済法上の「電子決済手段」ではなく金商法上の「有価証券」（信託受益権）と評価される可能性があり、事業者による決済手段としての国内での取扱いが可能かどうか不明確との指摘がなされているところです。</p> <p>そこで、外国の信託銀行等が発行する信託受益権方式のステーブルコインのうち我が国の電子決済手段の法制度との同等性が確保されたものを資金決済法上の「電子決済手段」として規定し、金商法上の「有価証券」から除外することで、事業者による国内での決済手段として</p>

		の取扱いが可能であることを明確にするべく、本改正を行うことになりました。
II 取引業府令第2条第1項		
2	<p>今回の改正により、信託型の外国発行のステーブルコイン（「特定信託受益権」（資金決済法第2条第5項第3号）に該当するものを除く。）が、新たに「電子決済手段」として規定されたとの理解だが（資金決済法第2条第5項第4号、取引業府令第2条第3項第1号）、取引業府令第2条第1項第2号は、資金決済法第2条第5項第4号及び取引業府令第2条第3項第1号に該当する信託型の外国発行のステーブルコインを1号電子決済手段から除外する趣旨との理解で良いか。</p> <p>かかる理解で良い場合、（資金決済法第2条第5項第4号及び取引業府令第2条第3項第1号に該当する信託型の外国発行のステーブルコインに限定せず）単に「信託の受益権」と記載いただいている理由についてご教示いただきたい。</p>	<p>取引業府令第2条第1項第2号に「信託の受益権」を新たに規定した趣旨は、所定の外国の信託銀行等が発行する信託受益権方式のステーブルコインを資金決済法上の「電子決済手段」として規定し、金商法上の「有価証券」から除外した場合において、このようなステーブルコインが重ねて資金決済法第2条第5項第1号の定義に該当しないよう、重複排除を行うことにあります。</p> <p>取引業府令第2条第1項第2号においては、単に「信託の受益権」と規定しているわけではなく、この「信託の受益権」から「有価証券又は特定信託受益権に該当するもの」を除いておりますので、同号の「信託の受益権」には所定の外国の信託銀行等が発行する信託受益権方式のステーブルコインのみが該当することになるものと考えられます。</p>
3	<p>取引業府令第2条第1項第2号において、規定を摘示せず「信託の受益権」と規定しているところ、当該受益権について有価証券又は特定信託受益権に該当するものは除いているが、同項第1号に掲げるものは除く必要はないのか。</p>	<p>取引業府令第2条第1項第1号に掲げるものは同項第2号に規定する信託の受益権と重複するものではないと考えられますので、当該信託の受益権から同項第1号に掲げるものを除く必要はないと考えられます。</p>
III 取引業府令第2条第3項第1号柱書		
4	<p>取引業府令第2条第3項第1号の柱書中「法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（…）又は信託業法（…）に相当する外国の法令」について、同号口及び第30条第1項第5号でも用いているところ、略称を置いて定義を飛ばす方が規定として整然とするのではないか。</p>	<p>取引業府令第2条第3項第1号口とは内容が異なっていること等もあり、原案のままとさせていただきます。</p>
5	<p>取引業府令第2条第3項第1号の柱書中「法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（…）又は信託業法（…）に相当する外国の法令」と規定しており、同号イでは「法又は銀行法（…）と同等と認められる外国の法令」と規定しているが、意見募集要領の改正の概要</p>	<p>我が国の電子決済手段に関する法制度との同等性は取引業府令第2条第3項第1号イ及び口において要請しており、同号柱書において同等性を重ねて規定する必要はないと考えられます。</p>

	を踏まえて同号柱書についても「同等と認められる」と形式的な平仄を合わせる必要があるのではないか。	
IV 取引業府令第2条第3項第1号イ		
6	取引業府令第2条第3項第1号イについて、「相当する」と「同等と認められる」の間で外国の法令のうち何を差分として想定し、その上で、なぜ改正の必然性があるのかについて説明が付されていないところ、そもそもパブリックコメントとして適否の判断をする材料に乏しいが、「相当する」という規定ぶりで十分なのではないか。少なくとも資金決済法においては「相当する外国の法令」という用いられ方しかされておらず、また、「同等の法令」、「同等と認められる法令」という用例も無いところ、「同等」という語を用いるとしても規定ぶりを再考すべきではないか。	各国のステーブルコインに関する法制度の具体的な在り方は各国間で差異がありますが、我が国の法制度と比較して監督・規制の強度が不十分な外国の法制度に基づき発行されたステーブルコインが電子決済手段として国内で用いられることは国内利用者を害するおそれがあるため、原案のままとさせていただきます。 なお、他の法令も参考に、「同等と認められる外国の法令」と規定しております。
7	取引業府令第2条第3項第1号イ中「同等と認められる」というのは誰が何をどのように同等と認められるのか明らかとする規定とすべきではないか（例えば、金融庁長官が規定の内容・法的効果が同等であることを認めるなどと明確にする。少なくとも何が同等なのかを示すため「法又は銀行法（…）の規定と同等の規定が定められている外国の法令」というような規定ぶりとすべきではないか。）。 仮に客観的に同等であると認められるという趣旨で用いているのであれば、当然に認められるものであるという前提で「免許と同等の登録若しくは免許」や「届出と同等の届出」と平仄を揃えて単に「同等の外国の法令」と規定すべきではないか（「同等と認められる」という規定を維持するのであれば、免許や届出も「同等と認められる」という規定にすべきではないか。）。	取引業府令第2条第3項第1号イの「法又は銀行法（…）と同等と認められる外国の法令」であるか否かについては、外国の法令における利用者保護のための規制の内容や監督権限等を踏まえ、当該外国の法令が資金決済法又は銀行法と一般に同等と認められるか否かにより判断されるものと考えられます。
8	取引業府令第2条第3項第1号イ中「外国の法令の規定により」と「外国の法令に基づき」と用いられているが、例えば、後者を「外国の法令の規定に基づき」とする等規定の平仄を合わせるべきではないか。	規定内容を踏まえ、原案のままとさせていただきます。
V 取引業府令第2条第3項第1号ロ		
9	取引業府令第2条第3項第1号ロ中「…の規定により管理してお	御指摘を踏まえ、「その管理の状況について」と修正します（取引

	り、かつ、当該管理の状況について」と規定しているが、「管理し」は動詞であるため、「当該管理」では指し示すことはできないのではないか。前者を「…の規定により管理をしております」とするか、後者を「その管理の状況について」と修正すべきであると考えます。	業府令第2条第3項第1号口及び第30条第1項第5号口、兼営法施行規則第22条第17項第2号口並びに信託業法施行規則第40条第10項第2号口)。
10	信託型の外国電子決済手段(取引業府令第2条第3項第1号に規定するもの)は、「特定信託受益権」に該当しなくても金商法上の「有価証券」から除外されることになった(結果として、金融商品取引業ではなく、電子決済手段等取引業のライセンスのもとでの扱いが可能になった)との理解だが(定義府令第4条の2第2項)、「特定信託受益権」ではない以上、1号電子決済手段に該当する外国電子決済手段(現状のUSDCなど)と同様、特定信託受益権と同水準の裏付け資産の運用方法の制限(国債の組入上限50%等)は適用されないという理解でよいか。	<p>今般の改正により、外国の信託銀行等が発行する信託受益権方式のステーブルコインのうち我が国の電子決済手段の法制度との同等性が確保されたものは、資金決済法上の「電子決済手段」として規定し、金商法上の「有価証券」から除外されることとなります。</p> <p>そして、その具体的な要件は取引業府令第2条第3項第1号に規定されており、同号口において、裏付け資産確保の同等性も要請されているところとなります。</p> <p>この裏付け資産確保の同等性については、必ずしも特定信託受益権と同様の裏付け資産の種類及び組入比率に限られるわけではなく、その外国の法令における信託受益権方式のステーブルコインの裏付け資産の種類及び組入比率、信託財産の価格算定の頻度並びに信託財産減少時の措置等を踏まえ、信用リスク、価格変動リスク及び流動性リスク等が限定されており、発行価格と同額で利用者に償還される可能性が我が国の電子決済手段と同水準にあると認められるかといった観点から、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
11	取引業府令第2条第3項第1号口中「公認会計士の資格に相当する資格を有する者又は監査法人に相当する者」と規定しているが、こちらは「公認会計士の資格と同等の(とみとめられる)資格を有する者又は監査法人と同等の(とみとめられる)者」と規定の平仄を合わせて同等の資格であることを明確化する必要はないのか。	外国の信託銀行等が発行する信託受益権方式のステーブルコインの裏付け資産の管理の状況の監査を行う者については、当該外国において「公認会計士の資格に相当する資格を有する者又は監査法人に相当する者」であれば足りるものと考えられますので、原案のままとさせていただきます。
VI 取引業府令第2条第3項第1号ハ		
12	取引業府令第2条第3項第1号ハ中「捜査機関等」や「詐欺等」が定義されずに用いられているが、これらの「等」について定義するか書き下して規定すべきではないか。	外国電子決済手段の取扱いの適切性に係る要件を規定する取引業府令第30条第1項第5号ハと同様の文言であり、原案のままとさせていただきます。

13	<p>取引業府令第2条第3項第1号ハについて、「…当該受益権に係る取引が…犯罪行為に利用された旨の情報」で一度切れており、「…旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して『犯罪行為』が行われた疑いがあると認めるときは、」という構文となっているため、この『犯罪行為』については単なる犯罪行為としか読めないため、『当該取引を利用した犯罪行為』と犯罪行為を限定するような規定ぶりとするべきではないか。</p>	
VII 取引業府令第30条第1項第5号		
14	<p>取引業府令第30条第1項第5号イにおける、法又は銀行法に「相当する」との記載が、「同等と認められる」との記載に修正されているが、当該文言を修正した趣旨はどのようなところにあるか。</p> <p>また、例えば、取引業府令第2条第3項第1号柱書においては「相当する」との文言が用いられているが、どのような趣旨で用語の使い分けを行っているのか、ご教示頂きたい。</p>	<p>取引業府令第30条第1項第5号イの改正については、従前より外国電子決済手段の取扱いの適切性に関し要請している我が国の電子決済手段に関する法制度との同等性を法令上の要件として明確化するための改正を行うものです。</p> <p>取引業府令第2条第3項第1号においては、我が国の電子決済手段に関する法制度との同等性を同号イ及びロにおいて要請しているため、同号柱書においては同等性を重ねて規定してはおりません。</p>
15	<p>取引業府令の改正案中、同令第30条第1項第5号イの「法又は銀行法に相当する外国の法令」を「法又は銀行法と同等と認められる外国の法令」に改める部分について、「法と同等」という規定ぶりに違和感があるため、現行の規定を維持すべきであると考えます。</p> <p>なお、原案のとおり改正するにしても、「認められる」という規定をするのであれば、どのような主体がどのように同等と認めるのか規定上明らかにすべきではないか。(なお、「免許」や「届出」は同等であることが「認められる」という規定ぶりにはなっていない。)</p> <p>また、「法又は銀行法と同等と認められる外国の法令」について何が同等であるかが示されていないため、そちらも明らかとするべきではないか。例えば、「法律」と「政令」というような法令の上下関係を前提に「法律」と「法律」であれば規範のレベルが同等であるといった読み方が排除されず、資金決済法又は銀行法と全く類似性の無い外国の「法律」も「同等と認められる」と評価されるおそれがあると思われる。</p> <p>※他の改正対象の同様の改正部分についても同様に意見する。</p>	<p>各国のステーブルコインに関する法制度の具体的な在り方は各国間で差異がありますが、我が国の法制度と比較して監督・規制の強度が不十分な外国の法制度に基づき発行されたステーブルコインが電子決済手段として国内で用いられることは国内利用者を害するおそれがあるため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>取引業府令第30条第1項第5号イの「法又は銀行法と同等と認められる外国の法令」であるか否かについては、外国の法令における利用者保護のための規制の内容や監督権限等を踏まえ、当該外国の法令が資金決済法又は銀行法と一般に同等と認められるか否かにより判断されるものと考えられます。</p>

Ⅷ 事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）

16	<p>今回取引業府令第2条第3項第1号イ及び第30条第1項第5号イに規定された、外国の行政機関その他これに準ずるものにおける「金融庁長官の要請に応じて、当該者の監督に関する報告又は資料を金融庁長官に提供することができるもの」との要件について、事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）に「外国の行政機関等の海外監督当局であって、当局において当該外国電子決済手段及び当該外国電子決済手段の発行者の監督等に関する情報・知見・経験等の共有を受けるなど、必要な連携を行うことができるもの」との説明があるが、どの当局が該当するのか貴庁において明確にする予定があるのか（それとも事業者側で個々に証明しないとイケないのか）確認したい。例えば、米国の当局であればその監督当局を示すことで要件を満たすことも可能なのか、審査のプロセスをご教示いただきたい。</p>	<p>外国電子決済手段の取扱いの適切性の審査過程においては、当該外国電子決済手段の発行者に係る外国の行政機関等の海外監督当局を特定し、当局と当該外国監督当局との間の連携状況を確認した上で、必要があれば、電子決済手段等取引業者に対し、当該外国監督当局に関する情報提供等を要請することを想定しております。</p>
----	--	--